

## 交通安全宣言

私たちは、

- 1 飲酒運転は絶対にしません、させません
- 1 横断歩行者を守ります、子供と高齢者にやさしい運転をします
- 1 シートベルト・チャイルドシートは全席必ず着用します

交通社会の一員として交通ルールを遵守することをここに宣言いたします。

令和3年9月9日

徳島市長 内藤 佐枝子

交通安全対策基本法（昭和64年法律第119号）  
（地方公共団体の責務）  
第4条 地方公共団体は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に關し、道路の整備に努めて施策を講ずるとともに、当該区域の環境に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を負ふ。

## 交通安全宣言

私たちは、

- 1 飲酒運転は絶対にしません、させません
- 1 横断歩行者を守ります、子供と高齢者にやさしい運転をします
- 1 シートベルト・チャイルドシートは全席必ず着用します

交通社会の一員として交通ルールを遵守することをここに宣言いたします。

令和3年9月16日

沼川 泉 規房

交通安全対策基本法（昭和64年法律第119号）  
（地方公共団体の責務）  
第4条 地方公共団体は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に關し、道路の整備に努めて施策を講ずるとともに、当該区域の環境に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を負ふ。

## 交通安全宣言

私たちは、

- 1 飲酒運転は絶対にしません、させません
- 1 横断歩行者を守ります、子供と高齢者にやさしい運転をします
- 1 シートベルト・チャイルドシートは全席必ず着用します

交通社会の一員として交通ルールを遵守することをここに宣言いたします。

令和3年9月6日

小松島市長 中山 俊雄

交通安全対策基本法（昭和64年法律第119号）  
（地方公共団体の責務）  
第4条 地方公共団体は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に關し、道路の整備に努めて施策を講ずるとともに、当該区域の環境に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を負ふ。

## 交通安全宣言

私たちは、

- 1 飲酒運転は絶対にしません、させません
- 1 横断歩行者を守ります、子供と高齢者にやさしい運転をします
- 1 シートベルト・チャイルドシートは全席必ず着用します

交通社会の一員として交通ルールを遵守することをここに宣言いたします。

令和3年9月7日

阿南市

表原 立應

交通安全対策基本法（昭和64年法律第119号）  
（地方公共団体の責務）  
第4条 地方公共団体は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に關し、道路の整備に努めて施策を講ずるとともに、当該区域の環境に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を負ふ。

## 交通安全宣言

私たちは、

- 1 飲酒運転は絶対にしません、させません
- 1 横断歩行者を守ります、子供と高齢者にやさしい運転をします
- 1 シートベルト・チャイルドシートは全席必ず着用します

交通社会の一員として交通ルールを遵守することをここに宣言いたします。

令和3年9月2日

原井 敦

交通安全対策基本法（昭和64年法律第119号）  
（地方公共団体の責務）  
第4条 地方公共団体は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に關し、道路の整備に努めて施策を講ずるとともに、当該区域の環境に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を負ふ。

## 交通安全宣言

私たちは、

- 1 飲酒運転は絶対にしません、させません
- 1 横断歩行者を守ります、子供と高齢者にやさしい運転をします
- 1 シートベルト・チャイルドシートは全席必ず着用します

交通社会の一員として交通ルールを遵守することをここに宣言いたします。

令和3年9月16日

阿波市長 藤井 正助

交通安全対策基本法（昭和64年法律第119号）  
（地方公共団体の責務）  
第4条 地方公共団体は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に關し、道路の整備に努めて施策を講ずるとともに、当該区域の環境に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を負ふ。

## 交通安全宣言

私たちは、

- 1 飲酒運転は絶対にしません、させません
- 1 横断歩行者を守ります、子供と高齢者にやさしい運転をします
- 1 シートベルト・チャイルドシートは全席必ず着用します

交通社会の一員として交通ルールを遵守することをここに宣言いたします。

令和3年9月14日

三好市長 高井 美穂

交通安全対策基本法（昭和64年法律第119号）  
（地方公共団体の責務）  
第4条 地方公共団体は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に關し、道路の整備に努めて施策を講ずるとともに、当該区域の環境に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を負ふ。

## 交通安全宣言

私たちは、

- 1 飲酒運転は絶対にしません、させません
- 1 横断歩行者を守ります、子供と高齢者にやさしい運転をします
- 1 シートベルト・チャイルドシートは全席必ず着用します

交通社会の一員として交通ルールを遵守することをここに宣言いたします。

令和3年9月14日

勝浦町長 野上 武典

交通安全対策基本法（昭和64年法律第119号）  
（地方公共団体の責務）  
第4条 地方公共団体は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に關し、道路の整備に努めて施策を講ずるとともに、当該区域の環境に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を負ふ。

## 交通安全宣言

私たちは、

- 1 飲酒運転は絶対にしません、させません
- 1 横断歩行者を守ります、子供と高齢者にやさしい運転をします
- 1 シートベルト・チャイルドシートは全席必ず着用します

交通社会の一員として交通ルールを遵守することをここに宣言いたします。

令和3年9月8日

上勝町長 花本 靖

交通安全対策基本法（昭和64年法律第119号）  
（地方公共団体の責務）  
第4条 地方公共団体は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に關し、道路の整備に努めて施策を講ずるとともに、当該区域の環境に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を負ふ。

## 交通安全宣言

私たちは、

- 1 飲酒運転は絶対にしません、させません
- 1 横断歩行者を守ります、子供と高齢者にやさしい運転をします
- 1 シートベルト・チャイルドシートは全席必ず着用します

交通社会の一員として交通ルールを遵守することをここに宣言いたします。

令和3年9月16日  
坂田河内村長  
岩城 裕心

交通安全対策基本法（昭和44年法律第119号）  
（地方自治法第94条第1項）  
第4条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全を確保し、道路の整備等を通じて交通を改善するとともに、当該区域の交通に起因した被害を軽減し、及びこれを未然とする責務を負う。

## 交通安全宣言

私たちは、

- 1 飲酒運転は絶対にしません、させません
- 1 横断歩行者を守ります、子供と高齢者にやさしい運転をします
- 1 シートベルト・チャイルドシートは全席必ず着用します

交通社会の一員として交通ルールを遵守することをここに宣言いたします。

令和3年9月2日  
石井町長 小林 智仁

交通安全対策基本法（昭和44年法律第119号）  
（地方自治法第94条第1項）  
第4条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全を確保し、道路の整備等を通じて交通を改善するとともに、当該区域の交通に起因した被害を軽減し、及びこれを未然とする責務を負う。

## 交通安全宣言

私たちは、

- 1 飲酒運転は絶対にしません、させません
- 1 横断歩行者を守ります、子供と高齢者にやさしい運転をします
- 1 シートベルト・チャイルドシートは全席必ず着用します

交通社会の一員として交通ルールを遵守することをここに宣言いたします。

令和3年9月30日  
神山町長  
後藤 正和

交通安全対策基本法（昭和44年法律第119号）  
（地方自治法第94条第1項）  
第4条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全を確保し、道路の整備等を通じて交通を改善するとともに、当該区域の交通に起因した被害を軽減し、及びこれを未然とする責務を負う。

## 交通安全宣言

私たちは、

- 1 飲酒運転は絶対にしません、させません
- 1 横断歩行者を守ります、子供と高齢者にやさしい運転をします
- 1 シートベルト・チャイルドシートは全席必ず着用します

交通社会の一員として交通ルールを遵守することをここに宣言いたします。

令和3年9月1日  
那賀町長 坂口 博文

交通安全対策基本法（昭和44年法律第119号）  
（地方自治法第94条第1項）  
第4条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全を確保し、道路の整備等を通じて交通を改善するとともに、当該区域の交通に起因した被害を軽減し、及びこれを未然とする責務を負う。

## 交通安全宣言

私たちは、

- 1 飲酒運転は絶対にしません、させません
- 1 横断歩行者を守ります、子供と高齢者にやさしい運転をします
- 1 シートベルト・チャイルドシートは全席必ず着用します

交通社会の一員として交通ルールを遵守することをここに宣言いたします。

令和3年9月6日  
泉町長 新富 浩

交通安全対策基本法（昭和44年法律第119号）  
（地方自治法第94条第1項）  
第4条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全を確保し、道路の整備等を通じて交通を改善するとともに、当該区域の交通に起因した被害を軽減し、及びこれを未然とする責務を負う。

## 交通安全宣言

私たちは、

- 1 飲酒運転は絶対にしません、させません
- 1 横断歩行者を守ります、子供と高齢者にやさしい運転をします
- 1 シートベルト・チャイルドシートは全席必ず着用します

交通社会の一員として交通ルールを遵守することをここに宣言いたします。

令和3年10月22日  
高島市市長 三浦 茂貴

交通安全対策基本法（昭和44年法律第119号）  
（地方自治法第94条第1項）  
第4条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全を確保し、道路の整備等を通じて交通を改善するとともに、当該区域の交通に起因した被害を軽減し、及びこれを未然とする責務を負う。

## 交通安全宣言

私たちは、

- 1 飲酒運転は絶対にしません、させません
- 1 横断歩行者を守ります、子供と高齢者にやさしい運転をします
- 1 シートベルト・チャイルドシートは全席必ず着用します

交通社会の一員として交通ルールを遵守することをここに宣言いたします。

令和3年9月14日  
松茂町長  
吉田 通夫

交通安全対策基本法（昭和44年法律第119号）  
（地方自治法第94条第1項）  
第4条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全を確保し、道路の整備等を通じて交通を改善するとともに、当該区域の交通に起因した被害を軽減し、及びこれを未然とする責務を負う。

## 交通安全宣言

私たちは、

- 1 飲酒運転は絶対にしません、させません
- 1 横断歩行者を守ります、子供と高齢者にやさしい運転をします
- 1 シートベルト・チャイルドシートは全席必ず着用します

交通社会の一員として交通ルールを遵守することをここに宣言いたします。

令和3年9月7日  
北島町長 吉川 保博

交通安全対策基本法（昭和44年法律第119号）  
（地方自治法第94条第1項）  
第4条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全を確保し、道路の整備等を通じて交通を改善するとともに、当該区域の交通に起因した被害を軽減し、及びこれを未然とする責務を負う。

## 交通安全宣言

私たちは、

- 1 飲酒運転は絶対にしません、させません
- 1 横断歩行者を守ります、子供と高齢者にやさしい運転をします
- 1 シートベルト・チャイルドシートは全席必ず着用します

交通社会の一員として交通ルールを遵守することをここに宣言いたします。

令和3年9月9日  
葛飾町長 斎藤 英夫

交通安全対策基本法（昭和44年法律第119号）  
（地方自治法第94条第1項）  
第4条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全を確保し、道路の整備等を通じて交通を改善するとともに、当該区域の交通に起因した被害を軽減し、及びこれを未然とする責務を負う。

## 交通安全宣言

私たちは、

- 1 飲酒運転は絶対にしません、させません
- 1 横断歩行者を守ります、子供と高齢者にやさしい運転をします
- 1 シートベルト・チャイルドシートは全席必ず着用します

交通社会の一員として交通ルールを遵守することをここに宣言いたします。

令和3年10月1日

板野町長 玉井孝治

交通安全宣言基本法（昭和64年法律第109号）  
【地方公共団体の責務】  
第4条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の特性に応じて施策を講じ、及びこれを実施する責務を有する。

## 交通安全宣言

私たちは、

- 1 飲酒運転は絶対にしません、させません
- 1 横断歩行者を守ります、子供と高齢者にやさしい運転をします
- 1 シートベルト・チャイルドシートは全席必ず着用します

交通社会の一員として交通ルールを遵守することをここに宣言いたします。

令和3年9月1日

上板町長 松田卓男

交通安全宣言基本法（昭和64年法律第109号）  
【地方公共団体の責務】  
第4条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の特性に応じて施策を講じ、及びこれを実施する責務を有する。

## 交通安全宣言

私たちは、

- 1 飲酒運転は絶対にしません、させません
- 1 横断歩行者を守ります、子供と高齢者にやさしい運転をします
- 1 シートベルト・チャイルドシートは全席必ず着用します

交通社会の一員として交通ルールを遵守することをここに宣言いたします。

令和3年9月6日

つぎ町長 兼田 友

交通安全宣言基本法（昭和64年法律第109号）  
【地方公共団体の責務】  
第4条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の特性に応じて施策を講じ、及びこれを実施する責務を有する。

## 交通安全宣言

私たちは、

- 1 飲酒運転は絶対にしません、させません
- 1 横断歩行者を守ります、子供と高齢者にやさしい運転をします
- 1 シートベルト・チャイルドシートは全席必ず着用します

交通社会の一員として交通ルールを遵守することをここに宣言いたします。

令和3年9月3日

東水町長 秋浦敬治

交通安全宣言基本法（昭和64年法律第109号）  
【地方公共団体の責務】  
第4条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の特性に応じて施策を講じ、及びこれを実施する責務を有する。